

令和6年第2回定例教育委員会会議

開催日時 令和6年2月6日（火）
午後1時30分から

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第3号 令和5年度富士見市一般会計補正予算案について
- 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 議案第6号 市指定文化財の指定について
- 議案第7号 第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定に係る意見聴取について

議 案 第 3 号

令和5年度富士見市一般会計補正予算案について
令和5年度富士見市一般会計補正予算案を了承する。

令和6年2月6日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見としたいので、この案を提出します。

令和5年度富士見市一般会計補正予算（第10号）概要

○歳入歳出予算の補正

教育政策課

1 学校管理運営事業 △74,034千円

電気料金及びガス料金について、当初の想定を下回り不用額が生じる見込みであることから減額するもの。

【歳出】 △74,034千円

- ・電気料金（小学校費） △13,001千円
- ・電気料金（中学校費） △7,648千円
- ・ガス料金（小学校費） △40,272千円
- ・ガス料金（中学校費） △13,113千円

【歳入】 全額一般財源

2 学校施設整備事業 1,217,031千円

国の補正予算を活用し、令和6年度当初予算で予定していた工事を前倒し実施するもの。

【歳出】 1,217,031千円

- ・勝瀬中学校長寿命化工事（第1期） 540,034千円
- ・水谷中学校長寿命化工事（第1期） 670,189千円
- ・工事監理業務委託（2校） 6,808千円

【歳入】 1,217,031千円

- ・学校施設環境改善交付金 137,924千円
- ・学校施設整備事業債 1,078,700千円
- ・一般財源 407千円

生涯学習課

1 図書館運営事業 3,007千円

市立中央図書館・図書館ふじみ野分館の指定管理料について、電気料金等の不足が見込まれることから増額するもの。

【歳出】 3,007 千円

・図書館指定管理料 3,007 千円

【歳入】 全額一般財源

学校教育課

1 教育扶助事業 △25,754 千円

市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費を一定期間（5月～7月）無償化したことに伴い、給食費に係る就学援助費を減額するもの。

【歳出】 △25,754 千円

・給食費（小学校費） △15,791 千円

・給食費（中学校費） △9,963 千円

【歳入】 全額一般財源

2 学校管理運営事業 7,327 千円

特別支援学校教育事務委託負担金について、過年度分の精算に伴い、ふじみ野市へ返還するもの。

【歳出】 7,327 千円

・教育事務委託負担金返還金 7,327 千円

【歳入】 全額一般財源

学校給食センター

1 学校給食事業 △21,508 千円

ガス料金について、当初の想定を下回り不用額が生じる見込みであることから減額するもの。

【歳出】 △21,508 千円

・ガス料金 △21,508 千円

【歳入】 全額一般財源

○繰越明許費の補正

教育政策課

1 学校施設整備事業

1, 217, 031千円

国の補正予算を活用して実施する前記学校施設整備事業について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。

※繰越明許：歳出予算のうち、何らかの理由でその年度内に支出を終わらない（見込み含む）経費について、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用すること。

議 案 第 4 号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
別紙のとおり工事請負契約を締結することについて了承する。

令和6年2月6日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市大字勝瀬地内
- 3 履行期限 令和7年1月31日
- 4 請負金額 292,063,200円
- 5 請負業者 富士見市大字東大久保309番地
島田建設株式会社
代表取締役 島田 敏郎

令和6年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）
2. 設計額 288,600,000円（税抜）
317,460,000円（税込）
3. 予定価格 288,600,000円（税抜）
317,460,000円（税込）
4. 最低制限価格 265,512,000円（税抜）
292,063,200円（税込）
5. 参加業者数 3社
6. 開札日時 令和6年1月26日 午前9時10分
7. 入札一覧

業 者 名	入 札 金 額（円税抜）	落札者	摘 要
島田建設株式会社 本店	265,512,000	○	くじ
斎藤工業株式会社 埼玉西営業所	265,512,000		無効
株式会社富士見工務店 本店	265,512,000		くじ

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第1期工事）


（ゼロ債務）について

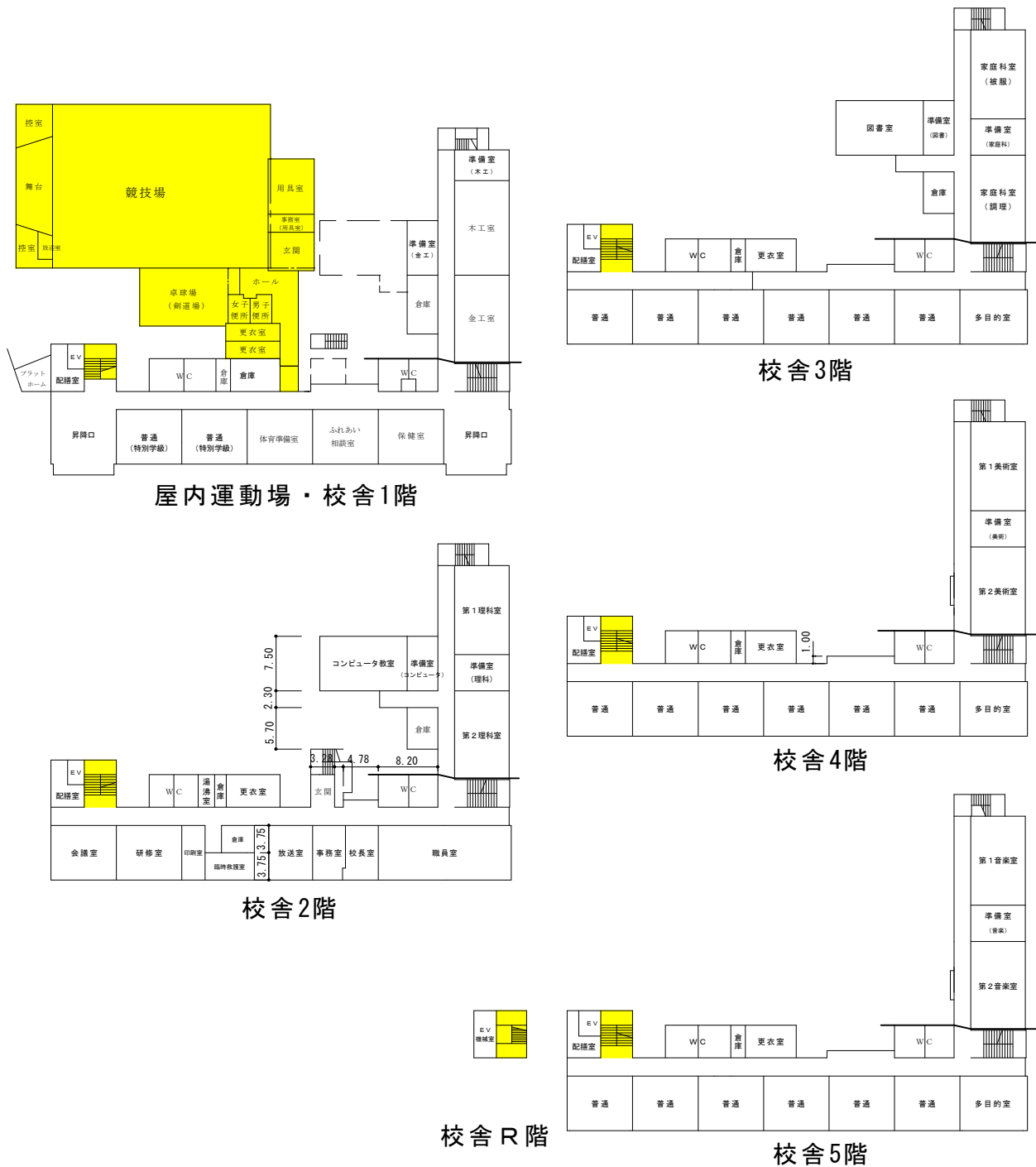
・工事概要

- ・長寿命化工事（外壁改修、防水改修、内装改修等）

- ・履行期限 令和7年1月31日
- ・請負金額 金292,063,200円
- ・請負業者 島田建設株式会社
代表取締役 島田 敏郎

・工事範囲

 長寿命化工事の工事範囲



計 画 工 程 表 (建築)

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事(第1期工事)(ゼロ債務)

工 事 場 所	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校			夏季休業				
仮設工事		仮囲・足場設置等				仮囲・足場撤去	
外壁工事			—————	—————	—————	—————	
防水工事	—————	—————	—————	—————			
内装工事			—————	—————	—————	—————	
普通教室棟西側階段室内装工事			—————	—————			

主な工事日程

- ・仮設工事 6月上旬から
- ・外壁工事 7月中旬から11月中旬まで
- ・防水工事 6月中旬から9月下旬まで
- ・内装工事 7月中旬から11月中旬まで
- ・普通教室棟西側階段室内装工事 7月中旬から9月下旬まで

その他

- ・市立勝瀬中学校長寿命化電気設備工事(第1期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
照明器具のLED化、コンセント・放送・音響・弱電・自動火災報知設備の更新等
 - 【履行期限】
令和7年1月31日
- ・市立勝瀬中学校長寿命化機械設備工事(第1期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
空調機器の設置、換気設備・衛生設備・ガス、消火設備の更新等
 - 【履行期限】
令和7年1月31日

議 案 第 5 号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
別紙のとおり工事請負契約を締結することについて了承する。

令和6年2月6日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市大字水子地内
- 3 履行期限 令和7年1月31日
- 4 請負金額 316,250,000円
- 5 請負業者 富士見市鶴馬三丁目33番9号 鶴馬マンション201号
齋藤工業株式会社 埼玉西営業所
所長 鈴木 純

令和6年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事）（ゼロ債務）
2. 設計額 312,500,000円（税抜）
343,750,000円（税込）
3. 予定価格 312,500,000円（税抜）
343,750,000円（税込）
4. 最低制限価格 287,500,000円（税抜）
316,250,000円（税込）
5. 参加業者数 3社
6. 開札日時 令和6年1月26日 午前9時00分
7. 入札一覧

業 者 名	入 札 金 額（円税抜）	落札者	摘 要
島田建設株式会社 本店	287,500,000		くじ
斎藤工業株式会社 埼玉西営業所	287,500,000	○	くじ
株式会社富士見工務店 本店	287,500,000		くじ

市立水谷中学校長寿命化建築工事（第1期工事） （ゼロ債務）について

・工事概要

- ・長寿命化工事（外壁改修、防水改修、内装改修、外構工事等）

・履行期限 令和7年1月31日

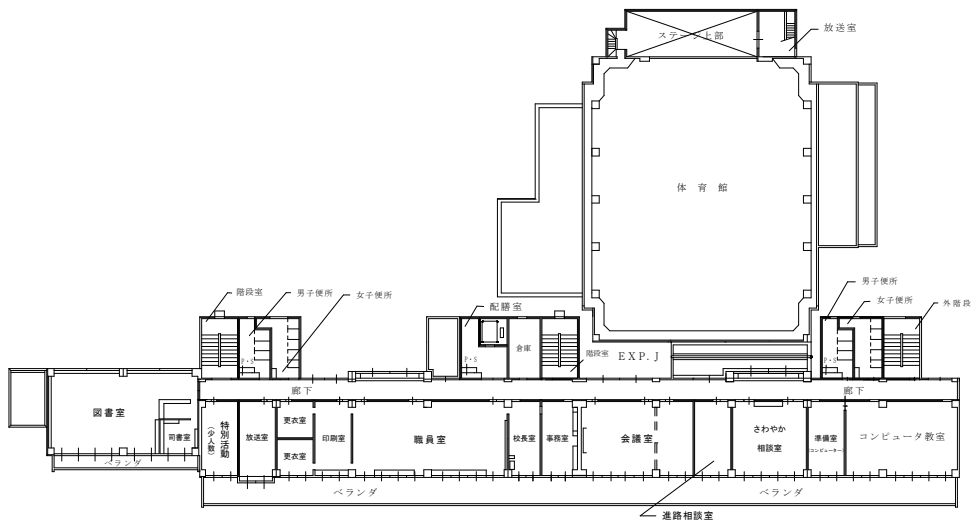
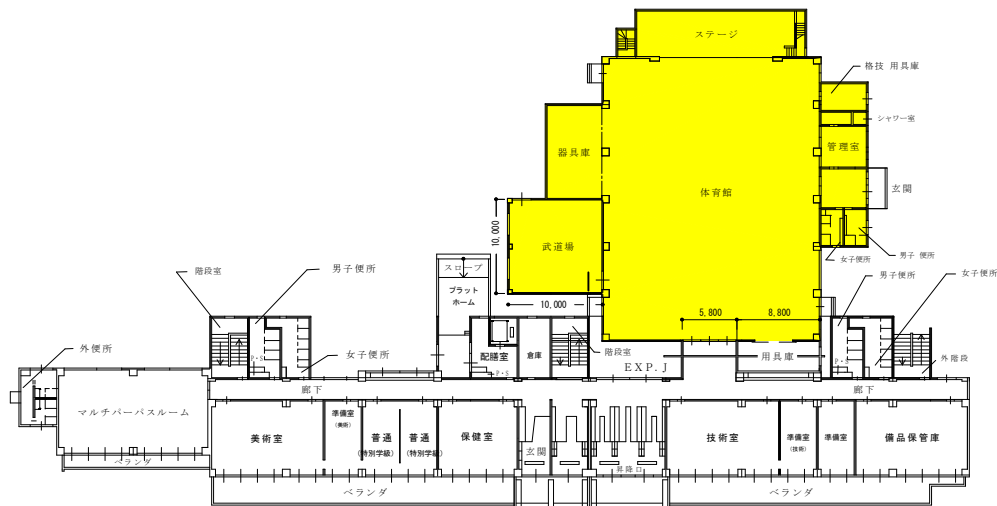
・請負金額 金316,250,000円

・請負業者 斎藤工業株式会社 埼玉西営業所
所長 鈴木 純

・工事範囲



長寿命化工事の工事範囲



計 画 工 程 表 (建築)

市立水谷中学校長寿命化建築工事(第1期工事)(ゼロ債務)

工 事 場 所	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校			夏季休業				
仮設工事		仮囲・足場設置等				仮囲・足場撤去	
外壁工事							
防水工事							
内装工事							
配管改修に伴う外構工事							

主な工事日程

- ・仮設工事 6月上旬から
- ・外壁工事 7月中旬から11月中旬まで
- ・防水工事 6月中旬から9月下旬まで
- ・内装工事 7月中旬から11月中旬まで
- ・配管改修に伴う外構工事 6月上旬から8月下旬まで

その他

- ・市立水谷中学校長寿命化電気設備工事(第1期工事)(ゼロ債務)

【工事概要】

照明器具のLED化、コンセント・放送・音響・弱電・自動火災報知設備の更新、キュービクル増設等

【履行期限】

令和7年1月31日

- ・市立水谷中学校長寿命化機械設備工事(第1期工事)(ゼロ債務)

【工事概要】

空調機器の設置、換気設備・衛生設備・ガス・消火設備・受水槽・外構配管の更新、公共下水道接続工事等

【履行期限】

令和7年1月31日

議 案 第 6 号

市 指 定 文 化 財 の 指 定 に つ い て
別紙の文化財を市指定文化財に指定する。

令和6年2月6日提出

富士見市教育委員会
教育長 山 口 武 士

提 案 理 由

当該文化財は、歴史資料としての価値が高く、永く後世に保存・継承するとともに広く活用を図るため、市指定文化財に指定いたしたく、富士見市文化財の保存及び活用に関する条例第12条第1項の規定により、この案を提出します。

- 1 指定番号 第37号
- 2 種別 有形文化財（考古資料）
- 3 名称 氷川前遺跡出土銅鏡
- 4 所在地 富士見市大字上南畑 306-1（文化財整理室・収蔵庫）
- 5 所有者 富士見市

- 1 指定番号 第38号
- 2 種別 有形文化財（歴史資料）
- 3 名称 鶴瀬駅開設の石碑
- 4 所在地 鶴瀬駅東口土地区画整理8号緑地
- 5 所有者 不明

令和6年1月23日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士 様

富士見市文化財審議会
議長 佐々木 真理子

市指定文化財の指定について（答申）

令和5年7月7日付け富教生第132号で貴教育委員会から諮問を受けました市指定文化財の指定について協議した結果、下記のとおり一定の結論を得ましたので、ここに答申いたします。

記

貴教育委員会から諮問を受けた下記の文化財は、富士見市指定文化財に指定し、その保存を図る必要がある。

- 名称 氷川前遺跡出土銅甕（ひかわまえいせきしゅつどうわん）
種別 有形文化財（考古資料）
点数 1点
所在地 富士見市大字上南畑 306-1（文化財整理室・収蔵庫）
所有者 富士見市
理由 水子地区に所在する氷川前遺跡第95地点（大字水子 2137-1 他）において、約1,200年前（9世紀・平安時代）の竪穴式住居跡から出土した銅甕である。口径18.9cm、器高4.8cmを測る。胴部の一部分が欠損しているが、ほとんど完形で出土した。

市域の集落内に銅甕が持ち込まれていたことは、当時の市域における仏教に関する信仰や文化、社会の様子を考える上で非常に重要な情報であり、貴重な考古資料である。また県内では古墳石室内から銅甕が出土することはあるが、古代の集落跡から出土する例はほとんどなく、完形に近い銅甕が集落跡から出土したのは県内でも初の事例である。

- 2 名称 鶴瀬駅開設の石碑（つるせえきかいせつのせきひ）
種別 有形文化財（歴史資料）
点数 2点
所在地 鶴瀬駅東口土地区画整理8号緑地
所有者 不明
理由 大正3年に開通した東上鉄道（現東武東上線）の鶴瀬駅誘致に関わった、地域の人々によって建てられた「鶴瀬駅之碑（つるせえきのひ）」と「鶴瀬停車場記念（つるせていしゃばきねん）」からなる2基の石碑である。長らく鶴瀬駅構内に建てられていたが、令和5年に2基とも鶴瀬駅東口駅前広場脇に移設された。
- 「鶴瀬駅之碑」には、鶴瀬駅が地元の協力で開設されたことや、開業日の盛大さを伝える文字が刻まれている。「鶴瀬停車場記念」の碑は、駅開設に伴って東口前の新道整備に出資した有志40名の氏名を刻銘した記念碑である。
- 物流が舟運から鉄道に切り替わる中で、鶴瀬駅は他の地域につながる窓口として、市の近代化に大きな役割を果たしてきた。駅の誘致から開業に至るまでの経緯と当時の人々が尽力した様子を、鶴瀬駅開設の石碑は現代に伝えている。

《付帯意見》

氷川前遺跡出土銅鏡については、十分な保存処理、及び科学分析などの詳細な研究を行うとともに、県内でも出土例が少ないことを踏まえ、積極的な情報公開を行っていただきたい。

鶴瀬駅開設の石碑について、東武鉄道株式会社、および石碑に氏名が刻銘されている方の関係者に確認したところ、所有者は判明しなかった。富士見市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則第5条第4項の規定に、指定文化財の所有者が判明しない場合は、教育委員会が適当な管理団体を指定して管理をすることができることから、富士見市を管理団体として指定することが望ましい。今後は、鶴瀬駅東口駅前広場脇という好条件の立地を活かし、周知や活用に取り組んでいただきたい。

議 案 第 7 号

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定に係る意見聴取について
計画案に異議はありません。

令和6年2月6日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づく、第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定に係る意見聴取に対し、教育委員会の意見としてこの案を提出します。

富文ス第1386号
令和6年1月23日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士 様

富士見市長 星 野 光 弘

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定に伴う意見聴取について

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、令和6年3月策定予定の別紙「第2次富士見市文化芸術振興基本計画（案）」に対し、意見を伺います。

第2次

富士見市文化芸術振興基本計画(案)

(令和6年度～令和13年度)

令和6年 月

富士見市

【目次】

第1章 第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定にあたって…4ページ

- ・1 第2次計画策定に至る経緯…4ページ
- ・2 社会情勢の変化 …5ページ
- ・3 国・県の動向 …7ページ

第2章 第1次富士見市文化芸術振興基本計画の概要と評価…8ページ

- ・1 計画策定の目的 …8ページ
- ・2 計画の期間 …8ページ
- ・3 基本理念・基本目標 …8ページ
- ・4 庁内調査に基づく評価 …9ページ
- ・5 市民アンケート・市民意識調査の結果…13ページ
- ・6 総合評価 …21ページ

第3章 第2次富士見市文化芸術振興基本計画の概要…23ページ

- ・1 第2次計画の位置付け…23ページ
- ・2 計画策定の目的 …23ページ
- ・3 計画の期間 …23ページ
- ・4 SDGs …24ページ
- ・5 指標 …25ページ
- ・6 基本理念と基本目標 …25ページ
- ・7 基本目標と施策の柱 …27ページ
 - 基本目標1 …28ページ
 - 基本目標2 …34ページ
 - 基本目標3 …40ページ
 - 基本目標4 …44ページ

第4章 計画の推進体制…50ページ

- ・1 計画の推進体制 …50ページ
- ・2 国、県、他団体などとの連携…53ページ
- ・3 学識経験者との協働 …53ページ

第1部

第2次富士見市文化芸術振興基本計画

第1章

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定にあたって

1 第2次富士見市文化芸術振興基本計画策定に至る経緯

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が施行され、文化芸術はそれ自体に固有の意義と価値があること、そして文化芸術を創造し享受することは人が生まれながらの権利であることが明記されました。また、地方公共団体の責務として、「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められました。同法は、平成29年6月に「文化芸術基本法(以下「法」という。)」へ改正され、文化・芸術の分野だけでなく、観光・まちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して総合的な文化芸術政策を推進することなどが新たに規定されました。

平成24年6月には「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、文化施設の活性化等について定められました。

市では、平成24年6月に、身近な地域で市民が文化芸術に触れ、自ら参加・創造・発信できるよう、「富士見市文化芸術振興条例(以下「条例」という。)」を制定し、第8条では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画策定について決めました。この条例に基づき、文化芸術を推進するための指針として、平成26年9月に、本市の文化芸術振興のマスタープランとなる「富士見市文化芸術振興基本計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、文化芸術によるまちづくりの視点を持ちな

から事業を展開してきました。

第1次計画は平成30年度の間見直しを経て、令和5年度に10年間の計画期間を終えることから、第1次計画の評価や社会情勢の変化、国や県の動向等を踏まえた「第2次富士見市文化芸術振興基本計画(以下「第2次計画」という。)」を策定することとしました。

2 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年初頭から日本でも感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会全体に大きな影響を及ぼしました。

国が発出した「緊急事態宣言」などにより、大部分の公共施設が休館や開館時間短縮、利用人数や活動内容の制限などの対応を迫られました。また、文化芸術が不要不急のものであるかのような風潮も相まって多くのイベントが中止や縮小開催となったことや人々の行動自粛などにより、文化芸術分野における様々な活動が停滞する事態となりました。

その一方で、オンライン環境を活用したリモートワーク¹が普及するなど、「ウィズコロナ」時代に適応するための動きも見られました。文化芸術分野においても、作品やイベントのオンライン配信と鑑賞が活発になるなど、文化芸術体験の新たな可能性が広がりました。

市においても、キラリ☆ふじみなど公共施設²の休館やイベント中止などにより、文化芸術にとりくむ団体や個人が活動から離れてしまうなど、新型コロナウイルス感染症の

¹リモートワーク：会社から離れた場所で働くこと。在宅勤務やサテライトオフィス勤務などが各地ですすんだ。

²公共施設：第2次計画では、キラリ☆ふじみ、公民館、交流センター、コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、図書館、資料館のこと。

影響による文化芸術活動の停滞は様々な面でみられました。

そのようななかでも、文化芸術事業に取り組むキラリ☆ふじみなどの公共施設や各所管課では、その時々状況に応じてオンラインの活用など工夫を凝らしながら、可能な範囲で開館やイベント開催をすることなどにより、法や条例に規定された市民の文化芸術活動の権利を保障する努力を続けました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更されたことにより、社会生活における様々な制限が解除されたことを受け、施設利用やイベント開催などに関する制限はなくなりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動から離れてしまった団体や個人が活動を再開できていない例もみられることから、市の文化芸術を取り巻く環境を新型コロナウイルス感染症の影響前のように、活動を再開できる状態に戻せるよう、さらに振興していく取組が必要とされています。

②SDGsなどの新たな視点

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、「誰ひとり取り残さない」という理念のもとに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として2015年に国連サミットで採択されました。

この目標達成のための取組は世界中で広がりを見せており、国においても積極的に推進しているほか、市の第6次基本構想第1期基本計画でもその理念を取り入れています。

また、高齢者・障がい者・外国籍市民など様々な社会的弱者の孤立が社会問題となるなかで、文化芸術による社会包摂³に注目が集まっています。

このように、個人の属性に関わらず「誰も取り残されない、排除されない」社会を目指す視点や考え方が、これまで以上に重要になってきています。

³ 社会包摂：ソーシャル・インクルージョン (social inclusion) のことで、社会的課題を抱えた方も含めた様々な人々の社会参加の機会を増やし、誰も排除されず、社会（地域社会）の一員として全員が社会に参画する機会を持つこと。

3 国・県の動向

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行されるなど、文化芸術に関する法整備がすすめられました。

令和5年3月には、政府一丸となって文化芸術が有する本質的価値と、社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すための新たな計画として「文化芸術推進基本計画(第2期)」が閣議決定され、引き続き文化芸術施策を総合的、計画的にすすめていくことが示されました。

埼玉県では、令和3年度から7年度までを計画期間とした、「埼玉県文化芸術振興計画 令和3年度～令和7年度」が策定され、あらゆる年代の多様な県民が参加する多彩な文化芸術の創造や、文化芸術を社会の活力の創出に活用することなど、今後の県の文化芸術振興の方向性が示されました。

第2章

第1次富士見市文化芸術振興基本計画の概要と評価

1 計画策定の目的

第1次計画は、市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に推進するための指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図ることを目的に、条例に基づき策定されました。

2 計画の期間

第1次計画の期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間とされ、中間期の5年目(平成30年度)には、富士見市文化芸術振興委員会(以下「振興委員会」という。)及び第三者委員の評価過程を経て、市民協働で中間見直しを行いました。

3 基本理念・基本目標

第1次計画の策定にあたり、市民の文化芸術の取組状況や、文化芸術に対する市民意識の現状を確認すると同時に、活動を困難にしている要因を明確にすることや、まちづくりをすすめる中での文化芸術の役割を見据えるため、文化芸術振興基本計画市民アンケートやワークショップを実施し、様々な市民の意見をもとに、第1次計画の基本理念と基本目標を次のように決めました。

【基本理念】

今日まで継続されてきた富士見市の文化的な営みを持続・発展させるとともに、誰もが身近に親しめる文化芸術の振興を市民・団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを目指します。

【基本目標】

- 育む** 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。
- 繋ぐ** 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。
- 活かす** 心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。
- 支える** 誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。

市では、地域の公民館や交流センター、キラリ☆ふじみなどを通じて行われてきた様々な文化芸術活動が、市民の「文化芸術に親しむ」土壌を創り出してきました。

第1次計画は、こうした環境を継続するとともに、当市の文化芸術施策の更なる一歩となるよう、「育む」「繋ぐ」「活かす」「支える」のキーワードで基本目標をわかりやすく示しました。

4 庁内調査に基づく評価

文化芸術に取り組む庁内の各所管課等において毎年度実施している、実施事業に対する自己評価を文化・スポーツ振興課で取りまとめた結果を基に、第1次計画期間中における基本目標1から4までの評価と課題を次のとおり整理しました。

【基本目標1】 育む

基本目標1に関連する取組として、市主催事業、市民文化祭やふるさと祭りなどの実行委員会事業のほか、市内の小中学校などでも多くの文化芸術に関する事業が実施されました。また、キラリ☆ふじみでは様々な作品の創作と発表に取り組んだほか海外アーティストの招聘も積極的に行い、これらの市民の創造活動を促進する取組によって市民が文化芸術に親しめる環境づくりをすすめました。

特に、施策の柱「未来にはばたく子どもへの文化芸術活動の充実」に関連した事業としては、小学校合唱部指導者派遣事業による合唱部指導への支援やキラリ☆ふじみによる音楽・演劇・伝統芸能などの学校アウトリーチ⁴を行い、子どもへの文化芸術活動の充実をすすめました。また、子ども文化芸術大学☆ふじみ事業を実施し、子どもたちに様々な文化芸術体験をする機会を提供したほか、講師に市ゆかりのアーティストを招くなど、身近にある質の高い芸術と子どもたちが触れ合う機会も提供しました。

一方で、伝統芸能をはじめとした文化芸術活動に取り組む多くの団体では、構成員や参加者の固定化・高齢化が見られています。新型コロナウイルス感染症の影響による事業や世代間交流の停滞などもあり、引き続き世代間交流の促進に向けた検討が必要とされています。

また、法改正の趣旨を踏まえた、子どもへの文化芸術施策の充実にも引き続き取り組む必要があります。

【基本目標2】 繋ぐ

基本目標2に関連する取組として、公民館をはじめとした公共施設で、様々な主体による文化芸術事業が実施されました。ライフステージに合わせた、文化芸術活動を含む

⁴ アウトリーチ：文化芸術分野において、文化施設などが地域へ出張・訪問を行うことにより、芸術に関心のある層を増やす取組。第2次計画においては、キラリ☆ふじみなどが館外で行うワークショップ等を指す。

生涯学習⁵を行う拠点として公共施設が積極的に利用され、地域のニーズや特徴に応じた事業が数多く開催されたことで、新たな交流や情報交換ができる場を確保しました。また、生涯学習ガイドブック発行などを通じ、シニア世代が文化芸術へ触れる機会や参加する機会を提供しました。

特に、施策の柱「参加・発表機会の充実」に関連した事業として、文化振興基金などを活用して様々な市民・団体や実行委員会を支援し、文化芸術によるまちづくり事業や市制施行50周年記念事業FUJIMI☆音楽祭などを実施することで、多くの参加・発表機会を提供することができました。

一方で、活動の主体となる団体・個人・アーティストを繋ぐ取組をさらに推進していくことや、企業と連携した文化芸術の充実に引き続き取り組んでいくことが必要です。

【基本目標3】 活かす

基本目標3に関連する取組としては、地域コンサート実施による日常生活の中で文化芸術に触れる機会の創出や、ふじみ大地の収穫祭など地域の農業や地元商店等と連携した、地域を知りふるさと意識の共有につながる事業を実施しました。他にも、公共施設の利用促進を図るため、公共施設予約システムの運用や、公共施設におけるWi-Fi環境の整備をすすめました。

また、ポスター、チラシ、新聞等への情報掲載に加え、Web媒体である市ホームページ、SNSでの周知も行い、幅広い世代への情報発信に努めました。

特に、施策の柱「鑑賞機会の充実」に関わる事業として、「いつでも、どこでも、誰もが、身近に」文化芸術に親しめる環境を目指し、キラリ☆ふじみをはじめとした身近な公共施設や駅などで、様々な鑑賞機会を提供しました。また、各事業への小中学生招待や、NHKとの共催、陸上自衛隊の協力による無料コンサートなど、気軽に文化芸術を鑑賞で

⁵ 生涯学習：一人ひとり誰もがそれぞれの生きがいを感じられるよう主体的に取り組む、様々な学びのこと。

きる事業を実施したほか、市制施行50周年記念事業として手話狂言を実施し、聞こえる人も聞こえない人も共に文化芸術を楽しむことができる機会を提供しました。

一方で、鑑賞機会を提供する事業の多くが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や開催方法の変更となった経験を、今後の感染症流行時の事業運営に活かしていく必要があります。また、文化芸術に関する情報発信については、SNS利用の広がりなどにも対応しながら、幅広い世代に情報を伝える工夫をさらにしていく必要があります。

【基本目標4】 支える

基本目標4に関連する取組として、富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会が発足し市民主体で新たな文化芸術事業の取組が開始されたことや、キラリ☆ふじみにおける計画的な大規模改修工事実施等による施設の充実のほか、男性用トイレへのサニタリーボックス設置などユニバーサルデザインを意識した施設運営に努めたことが挙げられます。

特に、施策の柱「文化芸術振興の経済的な支援」に関連する取組として、平成30年度に実施した第1次計画中間見直しを踏まえ、文化振興基金(以下「基金」という。)の活用を令和3年度から開始し、「文化芸術によるまちづくり事業補助金制度」を導入することで、文化芸術活動への第一歩を踏み出す市民や団体の支援を行いました。

一方で、計画に位置付けられていたコーディネート機能をもつ組織づくりについては、実現に向けて引き続き検討をすすめる必要があります。

また文化振興基金の活用を開始しましたが、文化芸術振興のためにさらなる有効活用を図る必要があります。

5 市民アンケート・市民意識調査の結果

【市民アンケート】

第2次計画策定にあたり、富士見市アンケートモニターに登録された市民775人に対して、メールで直接依頼する方法で、文化芸術振興基本計画市民アンケートを実施しました。

中間見直し時との比較を行いながら、以下のとおり検証を行いました。

	中間見直し(平成31年3月)	第2次文化芸術振興基本計画
実施日	平成30年2月5日(月) ～3月5日(月)	令和5年3月3日(金) ～3月10日(金)
実施方法	窓口掲出、施設利用団体へ紙で 直接依頼、各施設窓口にて回収	Webアンケート
配布数、 メール到達件数	1,100通	739人
回答数	302通	332人
回収率	27.5%	44.9%
回答者の傾向	半数以上が60代以上	半数以上が40代・50代

アンケート

問1.

富士見市では、平成24年6月に身近な地域で市民が文化芸術に触れ、自ら参加・創造・発信できるように「富士見市文化芸術振興条例」を制定しました。またこの条例に基づき、「富士見市文化芸術振興基本計画」を策定し、各種事業に取り組んでいますが、あなたは条例や計画があることを知っていますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
知っている	77	23.2%	条例 31% 計画 20%
知らない	255	76.8%	条例 65% 計画 71%

市に条例や計画があることを知らない回答者が 7 割以上を占めました。

アンケートの配布・回収方法等は異なりますが、中間見直し時のアンケート(平成 30 年 2 月実施)では、「知らない」の割合は 7 割程度であったことからすると、条例や計画の周知が依然として進んでいないことがわかります。

アンケート

問1-2.

前問で「知らない」と回答した方に伺います。知ることができなかった主な要因は何だと思えますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)	97	38.0%	28%
知る手段がない(分からない)	99	38.8%	32%
知る必要性を感じていない	49	19.2%	
その他	10	3.9%	10%

「市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)」、「知る手段がない(分からない)」といった、条例や計画に関する情報発信方法などが十分でなかったと感じる人が 7 割以上を占めました。

また、市の文化芸術施策にそもそも興味がない人(「知る必要性を感じていない」)が、

約 2 割と一定の割合でいることがわかりました。

中間見直し時には、「市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)」、「知る手段がない(分からない)または知る必要性を感じていない」と回答した人は 6 割程度であったことを考えると、情報発信方法の改善が進んでいないことがわかります。

その他、自由記述意見は次のとおりです。この内容からも、広報やホームページといった従来の手法では、情報発信としては不十分であることが読み取れます。

- どこかで見聞きしたかもしれないが、アピールが少なく記憶に残っていない。
- 具体的にどのイベントに当たるのか分からない。もしかしたら知っているかもしれない。
- 発信はしているのかもしれないが、自分にとって特に必要な情報と感じなかったから身近でないから、知らなかったのかもしれない。
- 広報等で見てはいるかもしれませんが、意識がないためか記憶に残っていません。
- 興味がない。
- 4 年前に他府県より移住してきたため、制定したこと自体を知りえなかった。
- 無関心。日々の生活でいっぱい。
- 忙しいと市の広報をあまり読めないことがあるので。それで知らないのかもしれない。
- 広報を読む時間がない。
- 条例があることは知りませんでした。キラリでの開催やイベントが多くあることは市報をとおしてちゃんと伝わっています。

アンケート

問2.

市で取り組んでいる各種事業で文化芸術の振興が図られ、豊かな生活が送れていると感じていますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
感じている	61	18.4%	19%
感じていない	103	31.0%	19%
どちらともいえない(分からない)	168	50.6%	49%

豊かな生活が送れていると感じている人が 2 割以下にとどまり、半数が「どちらともいえない」と感じており、中間見直し時のアンケート結果とほぼ同様となりました。

また、「感じていない」、「どちらともいえない(分からない)」といった、満足していないと感じている人は 8 割を超えており、現状では大多数の人にとって、文化芸術により豊かな生活を送ることができている、という実感を持っていないことがわかります。

アンケート

問3.

・市が取り組んでいる文化芸術の振興のための各種事業に対する満足度はいかがですか。

回答	回答者数	割合	中間見直し
満足している	39	11.7%	15%
満足していない	52	15.7%	17%
どちらともいえない(分からない)	241	72.6%	48%

問3-2.

- ・前問で「満足していない」と回答した方に伺います。満足していない理由は何ですか。該当するものすべてを選択してください。

回答	回答者数	割合	中間見直し
事業の情報発信が少ない	37	31.9%	35 (32%)
観たい(参加したい)事業が少ない	37	31.9%	30 (27%)
入場料等の負担が大きい	8	6.9%	9 (8%)
会場までの交通手段がない(少ない)	16	13.8%	26 (24%)
子どもを預ける場所がない	2	1.7%	1 (1%)
子どもと一緒に参加できる事業がない(少ない)	11	9.5%	1 (1%)
その他	5	4.3%	8 (7%)

問4.

- ・あなたは、文化芸術にどのような役割を期待していますか。該当するものを3つまで選択してください。

回答	回答者数	割合	中間見直し
豊かな感性や人間性を育てること	166	19.4%	154 (20%)
人と人との繋がりや交流の推進ができること	125	14.6%	175 (23%)
日常からの解放や生きがい・やりがいづくりができること	84	9.8%	57 (8%)
地域づくり、仲間づくりなどの地域コミュニティの形成を行うこと	101	11.8%	128 (17%)
子どもの感性や生きる力を育むこと	132	15.5%	56 (7%)

地域の伝統芸能・伝統文化の保存、継承を行うこと	100	11.7%	81 (11%)
生き方、生きがいを発見できること	55	6.4%	74 (10%)
経済にとらわれない、心豊かな生活ができること	66	7.7%	21 (3%)
大きな役割があるとは思わない	20	2.3%	4 (1%)
その他	5	0.6%	4 (1%)

事業に対する満足度についても、「満足している」と回答した人は1割程度と少数にとどまり、「どちらともいえない(分からない)」と回答した人が7割を超えました。

市の文化芸術事業に参加した経験がないため、「どちらともいえない(分からない)」と回答したとも考えられますが、2つの問を複合的に分析すると、市民の満足度は低いものと考えられます。

「事業の情報発信が少ない」と「観たい(参加したい)事業が少ない」が多く、次いで「会場までの交通手段がない(少ない)」が多い結果となりました。

自由意見とも合わせて、魅力あるイベントが不足していることや、情報発信が不十分であると市民が感じていることがわかりました。その他、自由記述意見は次のとおりです。

- 一体感がない。
- 平日日中は仕事をしているので、日にちが合わない。電話申込も多いので、不便。
- 発信が少ないと言うより発信の仕方があまりうまくないと思います。さらに事業が増えたら良いと思います。また事業の成果を外部に発信することが少ないと感じています。
- 情報自体知らないなので、満足できない。
- 観たい事業が少ないに含まれるが、目玉となるような展示がない(発信も無い)気がする。

文化芸術に期待する役割としては、「豊かな感性や人間性を育てること」が最も多く、次いで「子どもの感性や生きる力を育むこと」、「人と人との繋がりや交流の推進ができること」という結果となりました。

前回アンケートと比較して回答者の年代が大幅に変わっているため、子育て世代回答者の増加を受けて「子どもの感性や生きる力を育むこと」の回答割合が増えるなど、傾向に変化がみられました。

一方で、前回に引き続き「人と人とのつながりや交流の推進ができること」「地域づくり、仲間づくりなど地域コミュニティの形成を行うこと」など、他者と繋がる役割を文化芸術に期待する回答が一定割合あることから、世代を問わずそのような役割を求めるニーズがあることがわかります。その他の自由記述意見は次のとおりです。

- 障害児やその保護者のコミュニティ。
- 高齢者のため、自身で参加または関与できない。
- 自分で絵画や文をしているので、サポートしてくれたら、嬉しいです。
- 個人が昔やっていて、今はやっていない文化活動の復活の手助けになるような施策、例えば発表の場の提供とか。

【市民意識調査】

第16回市民意識調査の「市民文化の創造」の施策別の満足度は前回(第15回)の数値である51.7%から58.8%に上昇しました。また、市の施策に対する満足度は16項目中4番目に高い結果となっています。

第16回 富士見市民意識調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」において、成果指標としている施策や、今後、特に力を入れるべき施策などについて、市民の皆さまの考えをお聞きして市政運営の課題や重点施策を把握し、基本計画の推進や市民ニーズに即した施策を進めていくための資料として活用していくことを目的としています。

2 調査設計

調査地域 富士見市全域

調査対象 富士見市在住の満18歳以上の男女3,000人

調査時期 令和3年8月23日～9月10日

3 回収結果

配布数:3,000票 回収数:1,274票 回収率:42.5%

【まとめ】

「市民アンケート」「市民意識調査」2つの調査を照らし合わせると、満足度に差異があります。市民アンケートでは、「満足していない」が「満足している」を上回った一方で、市民意識調査では「満足している」が51.7%から58.8%に上昇しました。

これは、アンケートの配布方法による回答者の年代が大きく関わっていると考えられます。市民アンケートは、回答者の半数以上が40代・50代であったのに対し、市民意識調査の回答者は60代が半数以上でした。

回答者の世代によって満足度が異なり、40代・50代を中心に満足度が低いことから、市が行った事業の成果やそれによりもたらされる文化芸術の充実は、特に就労や子育てをする現役世代を中心とする市民に実感されていないことが想定されます。

6 総合評価

【1. 第三者評価】

所管課評価と市民アンケート、市民意識調査の結果を基に、第三者評価者である学識経験者と文化芸術にかかわりの深い市民から意見をいただきながら第三者評価を実施し、第1次計画の総合評価を策定しました。

第三者評価では、各評価者から総合評価について様々な意見をいただきながら、評価を策定しました。また、評価者からは、次のような意見をいただきました。

- ・市内部でこのような調査が行われたことには、大きな意義がある。富士見市民文化会館キラリ☆ふじみの指定管理者である公益財団法人キラリ財団が行う地域と連携した様々な事業の中には、全国的に見ても珍しく貴重な取組が含まれている。
- ・満足度の低さの要因として、情報が伝わっていない層があるのではないか。その層をターゲットとし、情報発信すると良いのでは。
- ・素晴らしい取組を多くの人に共有できる仕組みづくりができると良い。
- ・アーティストや市民ボランティア組織とのつながりが見える化できたら良い。

【2. 総合評価】

文化芸術アクションプラン及び市民アンケート結果を併せた文化芸術振興計画の評価は、次のとおりです。

- ・基本目標1「育む」に関しては、市制施行50周年記念事業や文化振興基金を活用した事業など、様々な事業を実施することにより文化芸術に触れる機会の充実に努めた。

- ・基本目標2「繋ぐ」に関しては、上記のような様々な事業へ参加することで、市民同士の繋がりが生まれる機会を拡充した。
- ・基本目標3「活かす」に関しては、新たな実行委員会組織の発足や市民が主催する事業への補助金制度運用開始など、市民の力を活かした事業が充実した。
- ・基本目標4「支える」に関しては、文化振興基金を活用した補助金制度の運用開始や、市にゆかりのあるアーティストと様々な事業で連携するなど、文化芸術活動を支える取組を進めた。
- ・計画に掲げた目標に沿った事業展開により多くの成果があり、市の文化芸術が充実した。
- ・各所管課においても、各事業が抱える課題に向き合いつつ、新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、可能な範囲で多くの事業を実施した。
- ・一方で、そのような成果やそれによりもたらされる文化芸術の充実は、現役世代を中心とする多くの市民に実感されていない。
- ・その大きな原因としては、情報発信が不十分であることや現役世代が参加しやすく魅力を感じる事業の不足などが考えられる。

第3章

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の概要

1 第2次計画の位置付け

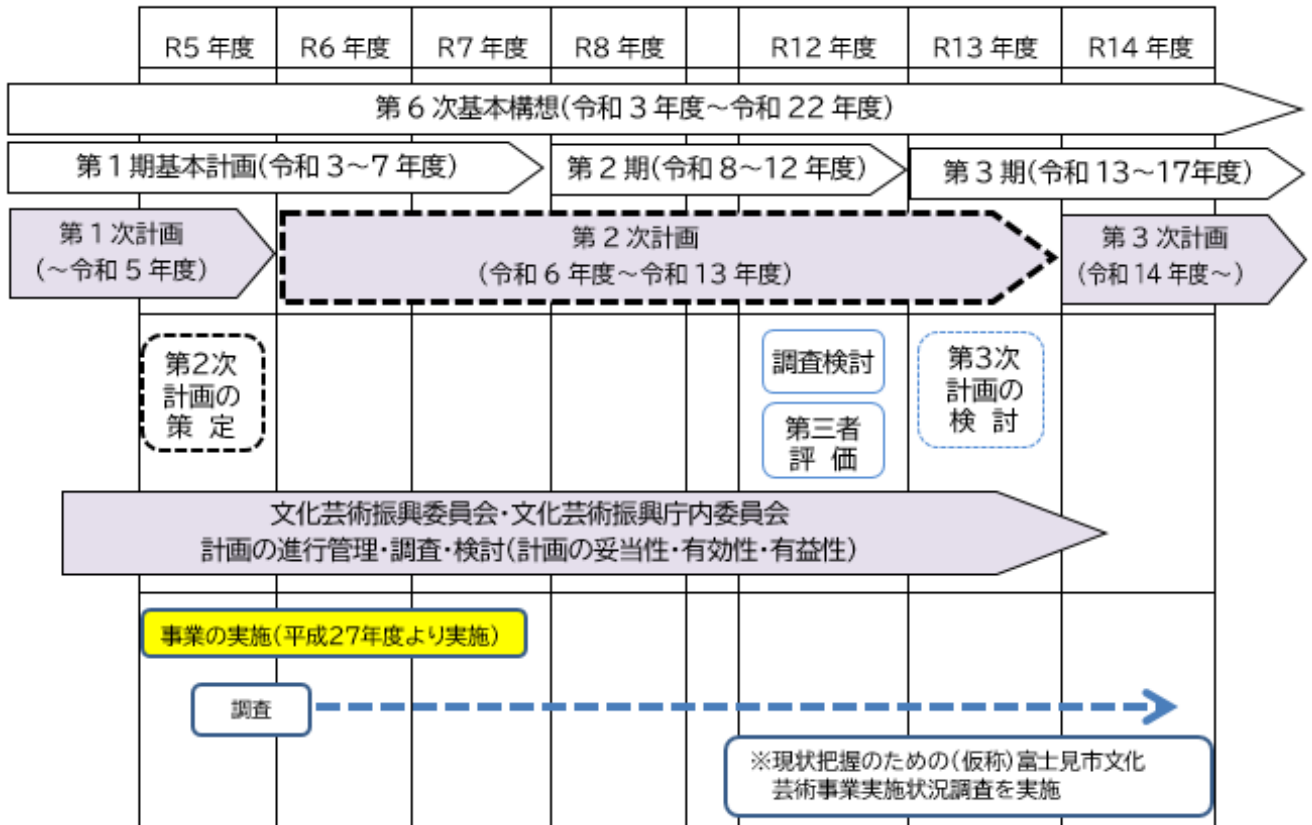
この計画は、市の総合計画である第6次基本構想第1期計画の部門計画とし、第6次基本構想に掲げる理想の“未来”「充実した日々」を目指すための文化芸術分野の取組を定めた計画であると同時に、市の文化芸術振興のマスタープランとして位置付けます。

2 計画策定の目的

第2次計画は、第1次計画の評価や社会状況の変化を踏まえながら、引き続き市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となり、市民の文化芸術活動のさらなる発展と継続を図ることを目的に策定するものです。

3 計画の期間

第2次計画の期間は、第6次基本構想の第3期計画との整合性を高めるため、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。今後、第2次計画の遂行期間において、社会情勢や市民ニーズなどの変化に対応するため必要となった場合には、計画の見直しも含め対応を検討します。



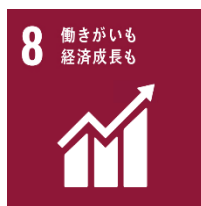
4 SDGs

第2次計画では、主に次の3つのゴールに関連した計画とします。



4 質の高い教育をみんなに

誰もが文化芸術を、観て、触れて、体験できるまちづくりに取り組みます。



8 働きがいも経済成長も

文化芸術を活かして地域や経済を活性化し、文化芸術によるまちづくりに取り組みます。



11 住み続けられるまちづくりを

文化芸術を通じた社会包摂による、誰も取り残さないまちづくりに取り組みます。

5 指標

計画の目的である、「文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に推進する」こと、「市民の文化芸術活動の発展と継続を図る」ことをめざすため、次の指標を設定します。

市民意識調査「(2)市民文化の創造」の満足度

令和 3年度 第16回調査 58.8% (現状)



令和12年度 第19回調査 70% (目標)

6 基本理念と基本目標

第1次計画は、前述のとおり市の文化芸術振興に関する「マスタープラン」として策定されました。

第1次計画策定以降、様々な社会情勢の変化があり、それに伴う国の法改正等も行われてきました。この改正後の法と第1次計画を照らし合わせてみると、第1次計画の基本理念や基本目標と方向性が変わらないことがわかります。

そのため第2次計画においても、基本理念や基本目標などについては第1次計画を踏

襲し、市民協働で取り組むことなど大きな方向性については維持しながら、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定を始めとした新たな法整備などの文化芸術を取り巻く環境の変化や、第1次計画の評価により判明した課題に対応した計画とします。

【基本理念】(再掲)

今日まで継続されてきた富士見市の文化的な営みを持続・発展させるとともに、誰もが身近に親しめる文化芸術の振興を市民・団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを目指します。

【基本目標】(再掲)

- 育む** 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。
- 繋ぐ** 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。
- 活かす** 心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。
- 支える** 誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。

7 基本目標と施策の柱

基本目標	施策の柱
1 育む	子どもへの文化芸術活動の充実 <重点施策①>
	障がい者・高齢者・外国籍市民などの文化芸術活動への支援<重点施策②>
	市民の創造活動促進
	地域の文化資源の活用と継承
	キラリ☆ふじみからの創造と発信
2 繋ぐ	「繋ぐ」組織づくりの促進(コーディネート機能)<重点施策>
	公共施設での文化芸術活動の促進
	生涯学習としての文化芸術
	参加・発表機会の充実
	市民、アーティスト、民間企業等相互の連携促進
	世代間が結びつくまちづくり
3 活かす	情報発信の充実<重点施策>
	鑑賞機会の充実
	日常生活の中の文化芸術
	豊かな文化芸術活動ができる環境づくり
	ふるさと意識の共有
4 支える	文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進<重点施策>
	「担い手」の把握
	指導者としてのアーティストの活用
	公共施設の充実①キラリ☆ふじみ
	公共施設の充実②公民館や交流センター、コミュニティセンターなど
	来場しやすい環境づくり
	行政の文化化(情報の共有・職員の意識の向上)
	多様な財源の活用

【基本目標1】育む

感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます

<方針>

文化芸術に触れると、感動や心のやすらぎを感じることができるとともに、創造性を高めるきっかけにもなります。

また、未来を担う子どもたちが多様な学びや経験をすることで、子どもたちの創造力や、感性を備えた豊かな人間性を育むことができるとともに、市民が文化芸術を通じて社会参加をすることで自己有用感⁶や自己肯定感⁷が高まり、生きがいのある暮らしができるまちづくりがすすみます。

これまで地域で培われてきた文化芸術を大切にするとともに、さらなる振興を図り、心豊かな人や地域を育みます。

施策の柱 子どもへの文化芸術活動の充実 **重点施策①**

子どもが多様な分野の文化芸術に触れることは、感性を育てたり、多様性や表現力を学んだりするとともに、自己肯定感を高めることに繋がる大切な経験となります。子ども自身や親の興味の有無に関わらず、すべての子どもへ平等に文化芸術を届けることが、将来の可能性を広げます。

これまでも市では、学校教育の中で優れた文化芸術に触れる取組や、文化芸術に親しむきっかけとなるキラリ☆ふじみのアウトリーチ活動を実施してきました。これらの活動は、学校関係者や参加者である児童生徒とその保護者などから高く評価されています。

⁶ 自己有用感：自分と他人の関わりの中で得る、自分に対する満足感。

⁷ 自己肯定感：自分から自分に対する満足感。

市は、学校や未就学児の学びの場、学校以外の地域活動、放課後児童クラブ、放課後デイサービスなど、様々な場で子どもたちが多様で優れた文化芸術に触れ、感性や創造性を高め、心豊かなひとを育む取組を継続的にすすめます。

また、キラリ☆ふじみのアウトリーチ活動を充実するほか、PTAや学校とも連携を行い、児童生徒がもれなく文化芸術体験ができ、また学校や学年を超えた交流につながる機会を提供します。

子どもたちと地域が関わるきっかけになる場として、市ゆかりのアーティストや外部講師等によるワークショップ等、質の高い文化芸術に子どもたちが触れる機会や情報の提供も継続していきます。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの教育現場へのアウトリーチ活動の充実
- 学校等との連携による世代を超えて伝え合う文化芸術事業の企画、実施
- 豊かな感性を育み、多様性を育む参加体験型事業の実施
- 学校のクラブ活動や部活動の発表機会の充実
- 保育所・幼稚園等における文化芸術体験事業の支援

施策の柱 障がい者・高齢者・外国籍市民などの文化芸術活動への支援 **重点施策②**

障がい者の文化芸術については、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、「障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること」と定められています。また、高齢者や外国籍市民など、文化芸術活動への参加機会が少ない方への支援を求める声もあります。

障がい者や高齢者、外国籍市民を含めた誰もが、文化芸術に親しめる場を育むことで、誰もがお互いの多様性を認め合う生きがいのある暮らしができるまちづくりにも繋が

ります。また、文化芸術による社会包摂の働きや、それぞれの自己有用感が高まることで、社会的孤立を防ぎ、誰も取り残さないまちづくりの手立てとなります。

市は、障がい者や高齢者、外国籍市民を対象とした事業の充実に努めます。

また、公共施設等に足を運ぶことができない高齢者や障がい者の方については、アウトリーチ事業を実施するなど、文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

展開(取組の方向)

- 障がい者施設や高齢者施設でのアウトリーチ事業の実施
- 障がい者・高齢者・外国籍市民等が文化芸術に触れる機会の充実

施策の柱 市民の創造活動促進

文化芸術の創造は、作り手と受け手双方の理解と交流を生み出します。鑑賞で文化芸術に親しんだ市民が、さらに、自ら文化芸術活動に積極的に参加・創造・発表することにより、活動意欲の向上にも繋がります。文化芸術事業の内容は、茶道・華道・日本舞踊など日本固有の伝統的な文化芸術活動から、コンピューターグラフィックなどのメディア芸術に至るまで、多様で豊かなものです。

文化芸術のおもしろさや楽しさを知り、参加できる環境をつくるのが、文化芸術の大きな創造のうねりを生み出します。

市では、主体的なサークル活動や公共施設における文化芸術事業が多数開催されています。身近に文化芸術に触れ、文化芸術に親しむ機会として鑑賞、参加することは、市民一人ひとりの自己実現を図るうえで大変重要な取組です。

市は、これらのサークル活動や文化芸術事業の支援を継続して実施します。また、子育てや仕事で忙しく、文化芸術に参加することが難しい人も含めすべての世代が参加しやすい文化芸術事業に取り組みます。

展開(取組の方向)

- 富士見市民文化祭の充実
- 富士見市舞台芸術鑑賞会の継続
- 市民組織による文化芸術に関する事業計画や開催
- 文化芸術活動の全国的なコンクールなどへの参加支援
- すべての世代が参加しやすい文化芸術事業の充実
- 伝統的な文化芸術活動からメディア芸術など幅広い分野への活動促進

施策の柱 地域の文化資源の活用と継承

人々の間で古くから伝えられてきた郷土芸能は地域の連帯を深め、ふるさと意識を高める役割を果たし、郷土の貴重な財産として人々の間で長い間大切に守られてきたものです。

市内でもお囃子^{はやし}や獅子舞などの郷土芸能が各地域の祭りや催事の中で行われ、大切に伝えられてきました。しかし、近年の地域コミュニティの変化などから、郷土芸能の担い手不足の問題が生じ、継続が困難となる状況も生じてきています。

市は、そのため、郷土芸能の伝承に向けた、継承者が活躍できる場づくりや、情報の発信・提供を行います。

また、地域の貴重な郷土芸能に子どもたちが触れる機会を作るため、地域や学校教育現場などと連携し、新たな担い手の育成にも努めます。

更に、郷土芸能のみならず、自然や公園、観光スポットや商業施設など、市の魅力ある地域資源と文化芸術活動の連携により、新たな文化資源として発展させ、豊かなまちを育む取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 郷土芸能などの歴史的価値の普及
- 郷土芸能などの発表の場の提供
- 学校などと連携した、郷土芸能の後継者、担い手の育成支援
- 市の豊かな地域資源を活かした文化芸術との融合
- 郷土芸能や地域の伝統文化に触れる機会の提供

施策の柱 キラリ☆ふじみからの創造と発信

芸術性の高い作品の創作は劇場の財産であるとともに、地域資源として市内外へ市をアピールするきっかけにもなります。取組を継続的に進めることで、市外からの来訪者も増加し、地域経済の活性化にも繋がります。

キラリ☆ふじみでは、個性あふれる多彩な創作活動が行われています。地域と密接に結びついた事業や、国を超え、海外のアーティストと連携した事業をこれまでに多数展開してきました。このことは、全国的にも高い評価を受けており、地域資源を活かした創作を行えることがキラリ☆ふじみの強みです。

また、市民が観客となるだけでなく、出演者や運営スタッフとしての経験を積むワークショップ、学校に出向いて文化芸術を届けるアウトリーチ事業も多数行っています。アウトリーチ事業はキラリ☆ふじみの認知度向上や来場者の増にも繋がっています。

市は、キラリ☆ふじみでの創作活動や学校でのアウトリーチ事業を継続して実施し、地域資源として積極的に市内外へ発信します。アウトリーチ事業については、劇場に足を運ぶことが難しい人のために各地域の公共施設でも実施するなど、内容を拡充して実施します。実施にあたっては、市内で活動するアーティストや、キラリ☆ふじみを中心として活動する専門家・アーティストとの協働で開催します。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの個性あふれる多彩な事業(アウトリーチ活動や創作活動など)の
継続・発展
- グローバルな創作活動の推進
- 地域資源を利用した創作活動の発信

【基本目標2】繋ぐ

仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます

<方針>

市民が自主的に行う様々な文化芸術活動を通じた、人と人との交流によって視野が広がり、やりがいや生きがいが生まれます。

地域コミュニティの希薄化が指摘されている今日では、文化芸術で市民と市民の結びつきを強め、より多くの方々に地域コミュニティや文化芸術活動による交流の場への参加を促すことが求められています。

文化芸術活動に参加する市民が増えることにより、身近な仲間とのつながりにより安心とやすらぎに包まれて過ごすことのできるまちづくりをすすめることができます。

それはやがて、地域社会での疎遠な関係を生み出さない、社会的孤立を防ぐまちづくりを推進することにつながります。

施策の柱「繋ぐ」組織づくりの促進(コーディネート機能) **重点施策**

文化芸術活動に取り組む市民には、発表や活躍の場を求める人(アーティスト)と、自らが主催するイベント等の出演者を求める人(イベント主催者)がそれぞれ存在しています。

このような方々に情報を提供し繋いでいくことが、地域で文化芸術がより振興していく可能性を生み出します。そして市民やアーティスト、サークルや団体、企業などが主体となり、市内各所で様々な文化芸術活動が行われていくことが地域における文化芸術の望ましい姿です。

イベントに文化芸術を取り入れたいがどのようなアーティストにお願いできるかわからない、市内でアーティスト活動をしたいがどこに相談すれば良いかわからないなど、ア

アーティストとイベント主催者を繋ぐ機能が求められています。

市は、コーディネート機能を持った窓口を設置することで、出演者を求めているイベント主催者とアーティスト双方を繋げる文化芸術活動の支援を行います。また、アーティスト登録制度を創設し、市にゆかりのある方々を始め、市内で活動したいアーティストの情報を把握し、ホームページ等で広く市民に公開します。さらには、この制度を運用するうえで、アーティストに正当な報酬が支払われることの重要性の周知にも努めます。

展開(取組の方向)

- コーディネート機能を持つ窓口設置による文化芸術活動の支援
- アーティスト登録制度の創設

施策の柱 公共施設での文化芸術活動の促進

市内には公民館や交流センター、コミュニティセンターなどが地域ごとに設置されています。地域の施設で長い間実践されてきた市民の多種多様な活動が生活の中に根付き、市の文化芸術の土壌となっています。

また、資料館や図書館においても、その施設の特徴を活かした様々な文化芸術活動が行われています。

これらの公共施設で行われる文化芸術活動では、参加者の固定化・高齢化が課題となっていることから、新たな参加者を増やす取組が必要です。

市は、公共施設がお互いの情報を共有するなど連携を図りながら、各地域で新たな参加者を獲得し公共施設で行われる文化芸術活動を活性化させる取組を進めます。また、地域での文化芸術活動の活性化により、文化芸術に親しむ機会の創出や身近な仲間づくりへ繋がります。

展開(取組の方向)

- 公共施設間での情報ネットワークの活用
- 施設利用者の交流促進
- 施設や地域の特徴を活かした事業展開

施策の柱 生涯学習としての文化芸術

教育基本法では、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を定めています。誰もがいつでもどこでも生きがいづくりにつながる生涯学習として文化芸術に取り組めることは、人生100年時代と言われる現在の社会状況からも必要とされています。

市では、それぞれの世代の方々がライフステージに応じた文化芸術活動により、学びや充実感が得られるよう、情報提供や事業を行ってきました。

市は、引き続き、市民一人ひとりの生涯学習や趣味としての文化芸術活動を支援します。特に、高齢者の方々が、いきいきと生涯学習としての文化芸術活動に取り組める環境・機会づくりに努めます。

展開(取組の方向)

- 「富士見市生涯学習ガイドブック」を活用し、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくり
- シニア世代が文化芸術活動へ主体的に参画し活躍できる機会づくり

施策の柱 参加・発表機会の充実

文化芸術活動に参加し、その成果を発表する機会があることは、その人のやりがいとなり、生きる原動力にもなります。また、鑑賞する側にとっても、作者との共感が生まれ、見る側も文化芸術活動に参加するきっかけとなり、文化芸術による人と人との交流が生まれます。

文化芸術活動は仲間づくりにも繋がります。知り合った仲間と顔を合わせることで、様々な情報交換のきっかけにもなります。

市は、参加できるイベント情報の提供や、既存のサークル・団体の紹介、アクセスなどの文化芸術に関する様々な情報発信の充実や仲間づくりが行える機会の提供に努めます。

展開(取組の方向)

- 誰もが気軽に参加できる文化芸術事業の企画・推進
- 市のホームページや SNS など様々な手法を活用したきめ細やかな情報発信
- 文化芸術に関する参加型体験教室などの充実

施策の柱 市民、アーティスト、民間企業等相互の連携促進

文化芸術はあらゆる場所で多種多様な形で行われています。学校や地域、民間施設など、それぞれが相互に連携することでさらに文化芸術が活性化するとともに、多様な関係性により繋がる、豊かなまちづくりが行われます。

市は、引き続き市民団体や実行委員会と連携し、事業を推進するとともに、ららぽーと富士見など民間企業との連携をすすめます。中でも民間企業主体で行うメセナ活動⁸

⁸ メセナ活動：企業が利益を顧みずに行う社会貢献の一つで、主に文化芸術活動を通じた社会創造を指す。昨今、CSR（企業の社会的責任）の一環としても、積極的に取り組まれている。

やネーミングライツ⁹事業、資金・会場等提供の推進を図るため、民間企業に対して文化芸術事業の情報提供をするとともに協力への理解促進を図ります。

さらに、市民やアーティスト、民間企業それぞれの繋がりを作ることで、市が直接かわらなくとも、市民×アーティスト、アーティスト×企業、市民×企業など、様々な組み合わせの文化芸術活動が広がるまちを目指します。

展開(取組の方向)

- 民間企業との連携によるメセナ活動の推進
- 市民・アーティスト・民間企業などと連携した事業の推進
- 市と市民団体の協働による事業運営の推進及び支援(富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会など)

施策の柱 世代間が結びつくまちづくり

文化芸術活動をする中で人と人が結びつくことで、世代間交流の可能性も生まれます。普段の生活の中では難しいシニア世代と若い世代の交流など、様々な世代間交流が生まれることで、地域のコミュニティが広がります。

これまでに、市や実行委員会などが実施する事業の中で、出演者同士や出演者と観客など、多くの場所で世代間交流が行われてきました。

市は、今後も引き続き、公民館や交流センター、資料館など公共施設で行われる各種「文化祭」「まつり」「フェスティバル」など、交流機会の場を継続発展させ、充実を図ります。

⁹ ネーミングライツ：命名権のことで、主に企業が市などから事業の命名権等を購入する。市は新たな財源確保・市民サービスの向上等が可能となり、企業は企業名・商品名の表示により宣伝効果・地域貢献の機会等を得ることができる。

また、公共施設をより多くの幅広い世代に利用してもらえるよう、公民館や交流センターなどでワークショップを行うなど、世代間交流のきっかけとなる取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 「文化祭」「まつり」「フェスティバル」などの交流機会の充実
- 幅広い世代に公共施設を利用してもらえる仕組みづくりの検討(公共施設でのワークショップ等)

【基本目標3】活かす

心のやすらぎを生む、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます

<方針>

文化的で豊かな地域環境をつくることは、「文化芸術のまち富士見市」の一員としての誇りを育むとともに、市のイメージアップも図ることができます。

また、文化芸術による創造性が日常に活かされ、市民一人ひとりの生活や地域へのまなざしが変わることで、物の見方や考え方、ひいては、暮らしやまちづくりなどに多様性を受け入れる風土が生まれるような取組をすすめます。

施策の柱 情報発信の充実 **重点施策**

誰もが文化芸術に触れることができる地域環境をつくるためには、文化芸術に関する情報が、世代を問わず広く共有されることが必要です。

市は、これまでも広報やチラシなどの紙媒体、ホームページ、SNS等による情報発信を行ってきました。

これらの情報発信に加え、人が多く集まる店舗や商業施設などで市民が情報を収集できる環境整備に努めます。

また、文化芸術に触れる機会を持ちにくい、仕事や子育てに忙しい世代の目に留まり、興味関心を引くような工夫をしながら情報発信をすることに努めるとともに、映像や動画による情報発信にも取り組み、内容を分かりやすく伝えることで文化芸術に触れるきっかけづくりに努めます。

展開(取組の方向)

- 広報・ホームページ・SNSなど既存の情報発信ツールの有効活用

- マスメディアを活用した情報発信
- 公共施設、商店会、民間企業や駅などの空間を活用した情報発信
- 動画を活用した情報発信による文化芸術事業参加へのきっかけづくり

施策の柱 鑑賞機会の充実

日ごろから文化芸術に親しんでいる方だけでなく、文化芸術に触れる機会の少ない方にも、文化芸術に親しめる環境を提供することは、文化芸術活動への参加や創造のきっかけづくりとなる、大変重要な取組です。

仕事や子育てに忙しい世代などは、文化芸術に触れる機会を持ちにくいと考えられます。

市は、そのような方々が文化芸術を鑑賞し、文化芸術に興味を持つ一歩となるために、引き続きキラリ☆ふじみや商業施設など様々な場所を活用して鑑賞機会の充実に努めるとともに、誰もが文化芸術を鑑賞しやすい環境を提供するための取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみをはじめとする公共施設、民間施設などの連携を図り、優れた文化芸術事業の計画的な実施
- 民間施設の活用・連携
- 音楽や演劇、映像などを身近な施設で鑑賞できる機会の創出

施策の柱 日常生活の中の文化芸術

日常生活の中で利用する駅や商業施設など、まちなかの身近な場所で文化芸術に触れられる機会があることは、文化芸術活動への参加のきっかけとなります。また、日常

生活の中で文化芸術を感じる機会を提供することで、普段は文化芸術に触れる機会が少ない市民に文化芸術を届けることができます。

日々の生活に忙しく、文化芸術に触れる機会が少ない方にとって、劇場などに出向いての鑑賞はハードルが高いことがあります。

市は、市民や様々な団体などと連携しながら、駅や商業施設をはじめ、地域の公共施設や空き店舗などの身近な場所でコンサートやイベントなどを開催するほか、作品展示や市民の発表の場とすることで、日常生活の中で文化芸術に触れる機会を充実します。

展開(取組の方向)

- まちなかを活用したアートの創出
- 地域や商店会、行政・教育機関が実施するイベントとの連携
- コン서트やイベントを開催する場所の開拓

施策の柱 豊かな文化芸術活動ができる環境づくり

文化芸術活動を始めたいと思う人にとって、情報を得ることは、活動を始めるうえで大きな一歩となります。また、団体に所属している人は、団体としての運営などの悩みを抱えることもあり、気軽に相談できる環境づくりは大切です。

市内でも、文化芸術活動をするサークルや団体の多くで、会員の減少や高齢化、指導者や活動場所の確保の難しさなど、様々な課題を抱えています。

市は、市ホームページへの掲載などによりサークル等の情報発信を支援するほか、公共施設予約システムの運用などにより、市民が文化芸術活動を続けるための環境づくりと、意欲ある市民の文化芸術活動参加への支援を継続します。

展開(取組の方向)

- 活動に対する相談・支援体制の継続
- 掲示板などを活用したサークル・団体情報の発信

施策の柱 ふるさと意識の共有

優れた文化芸術の取組を、地域だけではなく外へも発信していくことは、市民が誇れる「文化芸術のまち富士見市」としてのまちづくりをすすめるために必要な取組です。市の知名度向上や来訪者の増加など、アウトタープロモーション¹⁰としての効果だけでなく、市民のふるさとへの誇りや愛着の醸成などインナープロモーション¹¹としての効果も期待することができます。

市では、条例や第1次計画に基づき、キラリ☆ふじみの活動をはじめとした優れた文化芸術の取組を行ってきました。

市は、これからも、市民や関係する団体と連携しながら、文化芸術のまちとしてのイメージアップにより、文化芸術を活かしたふるさと意識の共有を図ります。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの事業をはじめとする文化芸術の情報発信
- (再掲)民間企業との連携によるメセナ活動の推進
- 「文化芸術のまち富士見市」の知名度向上に向けた取組

¹⁰ アウタープロモーション：外向けに対するプロモーションのことで、第2次計画では市から市外向けに行うプロモーションを指す。

¹¹ インナープロモーション：内部に対するプロモーションのことで、第2次計画では市から市内在住・在学・在勤の市民に向けて行うプロモーションを指す。

【基本目標4】支える

誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます

<方針>

いつでも、どこでも、誰もが気軽に文化芸術に親しむためには、練習場所や発表の場の確保、情報の収集、活動の継承、さらには活動場所までの参加しやすい環境の整備が必要です。

活動拠点施設をハード・ソフト両面から整備すると同時に、文化芸術のまちづくりを総合的に推進し、生活環境を充実させる観点から、文化芸術を振興するための環境づくりに努めます。

施策の柱 文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進 **重点施策**

条例第6条では、「市の責務及び役割」として、「市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

また、「富士見市文化振興基金条例」の第1条では、「文化の振興と地域の活性化に資するため、富士見市文化振興基金を設置する」ものとしています。

文化芸術を振興し、活気とにぎわいのあるまちづくりをすすめるためには、基金の有効活用が必要です。

市は、基金を第2次計画の重点施策に活用するなど、有効活用をさらにすすめ、文化芸術を推進するとともに、これまで基金を活用して実施してきた補助金制度の充実に努めます。

展開(取組の方向)

- 文化芸術によるまちづくり事業補助金の充実
- 市民の文化芸術事業への支援
- 重点施策への活用

施策の柱「担い手」の把握

文化芸術事業の企画・立案、制作や実施・運営などに力を発揮する、文化芸術振興の担い手(マネージメントやコーディネートができる人材やアーティスト)は、市民の文化芸術活動を支え、質を向上させるうえで欠かせない存在です。

市は、文化芸術事業を実施する実行委員会などの組織や市民主体の任意団体と、豊かで多様な文化芸術活動を支える文化芸術振興の担い手を繋ぎ活躍の場を創り出す取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 文化芸術振興の担い手となる個人や団体、アーティストの発掘、活動支援
- 先進自治体などの実践に関する情報収集

施策の柱 指導者としてのアーティストの活用

アーティストは、文化芸術活動に取り組む市民などに対する、高度な専門的知識を有する指導者となることができます。そして、アーティスト自身も、活躍の場を求めています。

市は、市にゆかりのあるアーティストや、市で活動したいアーティストの把握に努める

とともに、そのアーティストが指導者として活動したり、正当な対価を得ながら活躍する場を提供したりするなど、アーティストとの連携を図った事業展開をすすめます。

展開(取組の方向)

- 指導者として活動する機会の充実
- (再掲)アーティスト登録制度の創設

施策の柱 公共施設の充実① キラリ☆ふじみ

公共施設、とりわけ市町村に存在する文化会館は、地域の人が活力にあふれた事業を展開するなど、市町村の文化芸術を推進していく重要な存在です。

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、市の文化芸術振興の拠点として市民に利用されているだけでなく、市外からも多くの利用者が訪れる、市を代表する施設の一つとなっています。また、オリジナル作品の創作や地域と連携した事業展開、芸術監督制度をはじめとする優れた舞台芸術を支える専門職員体制などは、全国的にも高く評価されています。

市は指定管理者と協力し、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の主旨や、利用者ニーズを踏まえながら、誰もが利用しやすい施設運営に努め、またLGBTQ¹²への配慮についても、他の文化施設の事例を収集しながら取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における施設運営の経験を踏まえ、感染症流行時などの非常時も含めた適切な施設運営方法やDX推進施策に対応した設備設置の検討をすすめます。

¹² LGBTQ：性的マイノリティ（同性愛者や性別に違和感を覚える方々）を表す総称のひとつ。L=Lesbian（レズビアン）、G=Gay（ゲイ）、B=Bisexual（バイセクシュアル）、T=Transgender（トランスジェンダー）、Q=Questioning/ Queer（クエスチョニング/クィア）などの頭文字の略です。

展開(取組の方向)

- 利用者ニーズの把握(利用者アンケートの実施)
- ユニバーサルデザインを意識した施設提供の推進
- LGBTQへの配慮
- 適切な感染症対策による施設運営方法の検討

施策の柱 公共施設の充実② 公民館や交流センター、コミュニティセンターなど

公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの施設は、文化芸術の活動場所や活動成果の発表の場として、多くの市民に活用されています。

多様性を認め合う社会づくりがすすむ中で、市でも誰もが使いやすい公共施設の実現に向け、修繕や施設整備等、工夫をこらした施設の維持管理をすすめてきました。

市は、文化芸術活動の活性化を図り、市民の文化芸術への活動意欲の高揚を促すためにも、これら施設の機能や設備を充実させ、誰もが気軽に利用できる施設運営に努めます。

展開(取組の方向)

- (再掲)ユニバーサルデザインを意識した施設提供の推進
- (再掲)LGBTQへの配慮
- (再掲)適切な感染症対策による施設運営方法の検討

施策の柱 来場しやすい環境づくり

文化芸術振興の拠点であるキラリ☆ふじみで、地域を超えた市民の文化芸術活動や交流を推進するためには、アクセスに関する情報や文化芸術事業に関する情報の提供が

必要です。

市では、ららぽーと富士見の開業に伴い民間路線バスの利便性が向上し、キラリ☆ふじみへのアクセスが容易になったことも踏まえ、庁内外の関係部署や関係機関と連携を図りながら、公共交通機関などによる施設へのアクセスや文化芸術事業に関する情報の提供に努めます。

展開(取組の方向)

- (再掲)広報・ホームページ・SNSなど既存の情報発信ツールの有効活用
- 市内循環バス・民間路線バスなど公共交通機関情報の提供

施策の柱 行政の文化化(情報の共有・職員意識の向上)

法第2条では、文化芸術は人々にとって「生まれながらの権利」と規定されています。

このことを踏まえ、市が市民との協働で文化芸術によるまちづくりを推進していくためには、行政内部の関係部署との連携はもとより、職員一人ひとりが文化芸術の必要性や文化芸術による社会包摂が多様性を受け入れる風土づくりに有効であることを理解し、市の施策に取り組む「行政の文化化」をすすめることが必要です。

そのためには、市内で日々市民などによる様々な文化芸術活動が行われる中で、行政内部においてもさらなる意識の醸成を図ることが大切です。

市は、行政内部での文化芸術に関する情報共有や、文化芸術に対する職員意識の向上に努めます。

展開(取組の方向)

- 文化芸術振興庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)の開催
- 文化芸術意識の向上を目的とした職員研修の実施

- 職員が行う文化芸術活動への支援

施策の柱 多様な財源の活用

文化芸術活動が継続的に市内で推進されていくためには、事業を円滑に実施し、またその後活動が継続していくための財源が必要です。

前述のとおり、条例第6条で、市は文化芸術振興のため、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

市は文化芸術振興に継続的に取り組むため、多様な財源の確保に努めます。

展開(取組の方向)

- 富士見市まちづくり寄附制度(ふるさと納税)等による財源確保の検討
- 外部資金確保の検討

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画推進の主体

第2次計画は、条例の規定に基づき、市民(アーティストや指導者を含むすべての市民)、団体(文化芸術活動を行う企業・事業者・NPOなど)、市がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協働を図りながら推進します。

富士見市文化芸術振興条例 (抜粋)

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(2)実施・推進の体制

① 進行管理

ア 富士見市文化芸術振興委員会

市の文化芸術振興に関する施策を、市民参加・協働のもと総合的かつ円滑に推進するため、振興委員会を設置し、第2次計画の進行管理を行います。

振興委員会は、富士見市自治基本条例の規定に基づき、市民参加協働を基本として、自らが文化芸術に積極的にかかわりを持つ様々な団体からの推薦者及び公募による市民等をもって組織し、年に数回の振興委員会開催や、文化芸術活動の現場への視察を行うなど振興委員会としての主体性を持ち、現状と課題を調査・研究・整理し、市長に対し提言を行います。

イ 富士見市文化芸術振興庁内委員会

市長部局・教育委員会の職員で構成される庁内委員会を設置し、庁内の情報共有と第2次計画の進行管理を行います。

文化芸術の施策が市民の心の領域に触れることから、文化芸術に関する事業実施を行っている生涯学習や交流センター・公民館・資料館はもとより、子育てや高齢者、障がい福祉、学校教育、シティプロモーション、まちづくりや産業振興などに関する多方面の部署が調査・研究を行い、行政の立場から第2次計画の進行管理を行います。

ウ 第三者による評価

計画の終了期に、計画の進捗状況やその時代の社会情勢、市民のニーズなどを把握するため、有識者や市民などの第三者による評価・検証の機会を設け、総合評価を行います。

② 計画の実施体制

ア 富士見市

イ 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

市の文化芸術の拠点として、主催事業の開催や施設の提供を行います。市と指定管理者との基本協定の中で、基本計画の遂行を明記し履行を確認します。

ウ 市民・団体

市民や実行委員会などの団体が、市の補助金やコーディネート機能などを活用しながら、主体的に文化芸術活動に取り組みます。

※基本目標2【繋ぐ】重点施策「繋ぐ組織づくりの促進」(P35)を参照

③ 施策全般の遂行

ア 富士見市(協働推進部 文化・スポーツ振興課)

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ、振興委員会、庁内委員会に関する所掌事務をはじめ、市の文化芸術振興に関する施策を全般的に推進し、財政上の措置を行います。

イ 公共施設

地域の実情に応じ主催事業や施設の提供を行い、文化芸術振興に関する施策を展開します。

④ 文化芸術事業実施状況の把握

(仮称)富士見市文化芸術事業実施状況調査

市では、文化芸術行政の所管課である文化・スポーツ振興課以外にも、多くの部署で様々な文化芸術事業が取り組まれています。

このような文化芸術事業の実施状況とその評価について調査を実施し、計画と関連づけながら、毎年度の状況を文化・スポーツ振興課で把握し、計画の進行管理に繋がります。

2 国、県、他団体などとの連携

法令や計画をはじめとした制度改正について国や県の動向を注視するとともに、市内の民間企業、文化芸術関係団体、地域コミュニティ団体、近隣自治体、大学などの専門的な研究機関、NPO団体など、様々な団体と密接に連携し、第2次計画を効果的に推進していきます。

更に、キラリ☆ふじみと文化芸術に関係する市内外の施設とのネットワークの構築をすすめます。

3 学識経験者との協働

第2次計画策定にあたっては、長嶋由紀子氏(東京大学研究員・早稲田大学他非常勤講師)、中村美帆准教授(青山学院大学准教授)にご協力をいただきました。

引き続き、計画の進行に関する助言をいただくなど、学識経験者などの文化芸術に関する専門家との協働関係を継続します。

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の概要について

1 策定の目的

富士見市の文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図るために策定する。

2 根拠法令等

・文化芸術基本法 第7条の2

都道府県及び市町村は、「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努める」こととされている（努力義務）。

・富士見市文化芸術振興条例 第8条

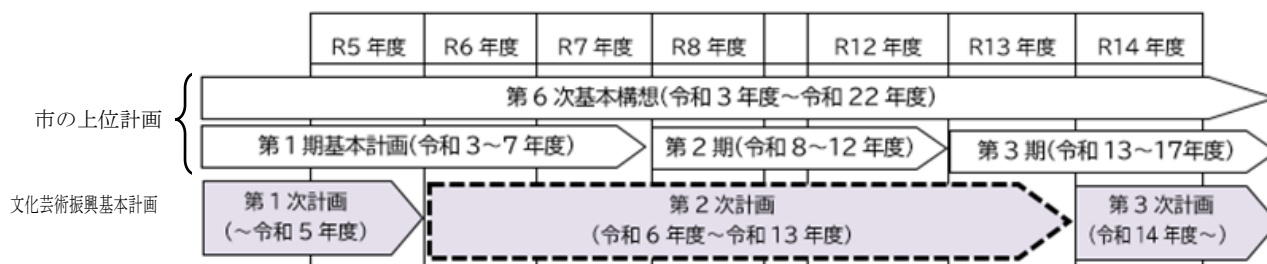
「市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定する」こととされている。

3 計画の位置付け

文化芸術基本法及び富士見市文化芸術振興条例（以下「条例」とする。）に基づく計画として、国や県の計画を参酌し、富士見市第6次基本構想第1期基本計画との整合性を図り策定する。

4 計画期間

令和6年度から令和13年度までの8年間



5 他自治体の状況（令和3年度時点）

県内63市町村中、計画策定済み12、未策定51

※国・県においても、文化芸術振興基本計画を策定している。

※参考：県内の文化芸術振興条例策定済み自治体数 8

6 策定体制

(1) 文化芸術振興委員会（附属機関）

	氏名	所属等
委員長	多田 淳之介	公益財団法人キラリ財団
副委員長	水野 美代子	富士見市音楽連盟
委員	高野 昂子	富士見市文化協会
委員	峠 徳美	富士見市美術協会
委員	近藤 洋	富士見市民謡連盟
委員	山本 はるみ	キラリ☆かげき団
委員	大沼 佳子	生涯学習推進市民懇談会
委員	齊藤 七実	富士見市校長会
委員	秋元 節子	富士見市青少年育成市民会議
委員	星野 守	富士見市コミュニティ大学運営役員会
委員	谷澤 昌宏	富士見市PTA連合会
委員	山崎 歩美	市民
委員	池嶋 敏行	市民
委員	千葉 純平	市民

(2) 文化芸術振興庁内委員会

文化・スポーツ振興課長、秘書広報課長、政策企画課長、シティプロモーション課長、ふじみ野交流センター所長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、障がい福祉課長、産業経済課長、都市計画課長、生涯学習課長、学校教育課長、鶴瀬公民館長、水子貝塚資料館長

(3) 文化芸術振興基本計画アドバイザー

氏名	所属等
長嶋由紀子	東京大学大学院研究員/早稲田大学他非常勤講師
中村美帆	青山学院大学准教授

(4) コンサルタント委託等

なし

7 検討経過・市民参加

令和4年度

3月3日 ～10日	市民アンケート (令和4年度第3回富士見市アンケートモニター調査)
2月24日 ～3月10日	所管課評価(富士見市文化芸術アクションプラン) 令和4年度実施事業の実績
3月29日	第三者評価

令和5年度

	振興委員会	庁内委員会	その他
6月22日		方針・日程	
7月11日	第1回(第1次計画進捗状況)		
7月25日	第2回(基本目標1・2)		
8月25日	第3回(基本目標3・4)		
9月8日			アドバイザー協議
10月19日	委員長調整		
10月25日		骨子案について	
11月8日			3役報告

8 計画の策定方針

平成26年の第1次計画策定後、様々な社会状況の変化や、それに伴う国の法整備があった。この法整備と、条例や市民の意見に基づき第1次計画で定めた基本理念や基本方針は、その方向性は同様である。

このため、第1次計画の基本理念や基本方針は引き継ぎつつ、次の方針に沿って第2次計画を策定する。

- 第1次計画の進捗状況等を踏まえた計画の策定
- 社会状況の変化に対応した計画の策定
- SDGsの理念の実現を目指す計画の策定

9 現状における課題

【市民アンケート結果】

- ▶ 就労や子育てなどで忙しい現役世代への施策が不十分
- ▶ 情報発信の不足
- ▶ 子どもへの文化芸術事業への市民の期待

【国の法整備】

- ▶ 「文化芸術振興基本法」の改正
概要：観光・まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等各関連分野と連携した総合的な文化芸術施策の推進等。
- ▶ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

【社会状況等】

- ▶ SDGs、LGBTQなど新たな価値観の登場
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による文化芸術活動の停滞

【その他】

- ▶ コーディネート機能の未整備

10 第2次計画の概要

(1) 基本理念（変更なし）

今日まで継続されてきた富士見市の文化的な営みを持続・発展させるとともに、誰もが身近に親しめる文化芸術の振興を市民・団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを目指します。

(2) 基本目標（変更なし）

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 育む | 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。 |
| 繋ぐ | 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。 |
| 活かす | 心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。 |
| 支える | 誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。 |

(3) 基本目標と施策の柱

基本目標	施策の柱
1 育む	子どもへの文化芸術活動の充実 <重点施策①>
	障がい者・高齢者・外国籍市民などの文化芸術活動への支援<重点施策②>
	市民の創造活動促進
	地域の文化資源の活用と継承
	キラリ☆ふじみからの創造と発信
2 繋ぐ	「繋ぐ」組織づくりの促進(コーディネート機能)<重点施策>
	公共施設での文化芸術活動の促進
	生涯学習としての文化芸術
	参加・発表機会の充実
	市民、アーティスト、民間企業等相互の連携促進
	世代間が結びつくまちづくり
3 活かす	情報発信の充実<重点施策>
	鑑賞機会の充実
	日常生活の中の文化芸術
	豊かな文化芸術活動ができる環境づくり
	ふるさと意識の共有
4 支える	文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進<重点施策>
	「担い手」の把握
	指導者としてのアーティストの活用
	公共施設の充実①キラリ☆ふじみ
	公共施設の充実②公民館や交流センター、コミュニティセンターなど
	来場しやすい環境づくり
	行政の文化化(情報の共有・職員の意識の向上)
	多様な財源の活用

(4) 主な変更点や新規施策等

ア 施策体系等

① 文言整理

施策の柱「文化芸術に親しむための市民の創造活動の促進」を「市民の創造活動促進」に変更、など

②整理・統合

施策の柱「子どもたちが学びの場で文化芸術に触れあう活動の推進」を、「基本目標2 繋ぐ」から「基本目標1 育む」に移動・「未来にはばたく子どもへの文化芸術活動の充実」と統合・「子どもへの文化芸術活動の充実」に変更、など

イ 施策内容

基本目標1 育む

重点施策1 子どもへの文化芸術活動の充実

- ・キラリふじみのアウトリーチ活動の充実（拡充）
- ・保育所・幼稚園・学校と連携した文化芸術事業の支援（新規）

重点施策2 障がい者・高齢者・外国籍市民などの文化芸術活動への支援

- ・障がい者施設や高齢者施設でのアウトリーチ事業の実施（新規）
- ・障がい者・高齢者・外国籍市民の鑑賞機会の環境整備（拡充）

基本目標2 繋ぐ

重点施策 「繋ぐ」組織づくりの推進

- ・コーディネート機能を持つ窓口設置による文化芸術活動の支援（新規） ※キラリふじみ指定管理者を想定
- ・アーティスト登録制度の創設（新規）

基本目標3 活かす

重点施策 情報発信の充実

- ・公共施設、商店街、民間企業や駅などの空間を利用し

た情報発信（拡充）

- ・動画を活用した情報発信による文化芸術事業参加へのきっかけづくり（拡充）

基本目標4 支える

重点施策 文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進

- ・文化芸術によるまちづくり事業補助金の充実（拡充）
- ・重点施策への活用（新規）

そのほか、重点施策以外においても、LGBTQに配慮した施設運営や外部資金確保の検討などについて、新たに計画に記載する。

(5) SDGs

主に次の3つのゴールに関連した計画とする。



4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを

(6) 指標

市民意識調査「(2) 市民文化の創造」の満足度

58.8% (令和3年度第16回) → 70% (令和12年度第19回)

11 今後のスケジュール

1月	教育委員協議会会議
2月	教育委員会定例会議
2月1日 ～29日	パブリックコメント
3月	文化芸術振興委員会（パブリックコメント対応） 文化芸術振興庁内委員会（パブリックコメント対応） 起案・決裁（計画確定）
4月～	印刷・製本（令和6年度予算）

